

離島の刑事事件

法テラス佐渡法律事務所（当時）



愛知県弁護士会会員

北浦 結花

Kitaura, Yuka

1 佐渡の状況等

私は2年間東京の桜丘法律事務所で養成を受けた後、法テラス佐渡法律事務所に2年間赴任しました。2024年4月からは、法テラス三河法律事務所で勤務しています。

佐渡へ赴任して、福祉機関との細やかなネットワークに驚くのと同時に、刑事事件という点からは、まだネットワークが薄いように感じました。刑事事件の被疑者・被告人の方は、経済的、精神的、様々な面から生きづらさを感じている方が多いです。しかし、佐渡には地域生活定着支援センターではなく、これまで更生支援計画等を社会福祉士の方にお願いする窓口はなかったようです。刑事事件の被疑者・被告人の方に対するネットワーク構築が課題のように思いました。

2 刑事事件での連携

精神障害が疑われる方の刑事事件を担当したとき、市の福祉機関に本人との面会や更生支援計画の作成をお願いしました。快く引き受けってくれ、関係機関を集めてケース会議を開いてくれました。更生支援計画書等の説明をしたところ、県定着支援センターの方に聞いて勉強してくれました。勾留中は何回も面会に行き、定期的に自宅訪問すること、通院に同行す

ること等を盛り込んだ更生支援計画を作成してくれました。更生支援計画作成の過程で、ある福祉機関の方が、目標として、支援を通して生きがいを獲得する、という一文を入れたいと提案されました。本人は身寄りもなく無職で高齢の方でした。日々の唯一の楽しみは、庭の木の成長を眺めることだと言っていました。

当初、生きがいというワードは、少し押し付けがましいのではとも思いました。しかし、庭の木の成長を眺めるようなささやかなことでも、立派な生きがいとして、本人に寄り添い尊重しようとする福祉機関の方々の姿勢はすばらしいと思いました。

釈放後、福祉機関の方々と一緒に自宅を訪問した際、本人が、庭にある木を見せてくれました。私たちの訪問日に合わせ、人数分の水を用意してくれていました。福祉機関の方は継続的な自宅訪問を続けています。福祉機関の方々が示した「一人ではない」というメッセージは、本人にも伝わっているのではないかと思います。このように福祉に力を入れていて協力するネットワークがあることは、佐渡の特色だと思います。私は何度か福祉機関の方に更生支援計画の作成、情状証人の出廷をお願いしました。そうした要望が増

えたからか分かりませんが、途中から刑事事件について中心となって動く窓口ができました。

3 「生きがい」とは

印象に残っている事件があります。スーパーの落とし物置場付近に置いてあった物を持ち去ったという窃盗被疑事件です。再犯のため懲役刑となれば実刑となる事案でした。占有離脱物横領に当たるとし罰金刑を主張しました。本人は前科が多く、佐渡では問題人物として有名でした。これまで福祉に一切頼らず、関わりを絶っていた人でした。

彼は事件直前、食べる物が欲しいと市役所を訪れていました。一方、生活保護については国に頼りたくないと拒みました。さらに、弁護士事務所に別件で無料相談に行っていました。生活保護申請の必要性や、何らかの障害があることを考えて、病院受診、更生支援計画の作成等をもちかけました。彼は、市職員と面会するのはいいが更生支援計画はいらない、国家権力には頼りたくないと言いました。福祉機関に更生支援計画の作成等をお願いしましたが、本人が福祉を拒んでいるし、生活保護の申請は釈放後でないとできない、と難色を示されました。それでもお願いし面会に行ってもらいました

た。事件直前に市や弁護士事務所を訪れていたのは、助けてほしいと言えない彼なりのSOSだったのではないかと思いました。

彼は、刑事裁判にも詳しく、飲み込みも早い人でした。市職員の再三の面会を通じ、裁判に有利になるなら生活保護申請くらいならしてもいい、病院も冷やかし程度なら行ってもいい、と言うようになりました。最終的に、生活保護受給を前提とした更生支援計画作成の同意を得ました。実刑になった場合、受刑中、市の職員と文通し、毎月彼が楽しみにしている市報を送るなどの内容を盛り込みました。

裁判では被害者の尋問を行いました。法廷では情状の面から反省している様子を示した方がいい、と言いましたが、彼は自分のやりたいようにやると言いました。尋問中、被害者に対し暴言を吐きました。最終陳述では権力に対する批判を長々述べました。一方、何回も面会に来て更生支援計画を作ってくれた市職員の情状尋問のときにはうつむいて目に涙を浮かべていました。被告人質問のとき、更生支援計画に関する話が及ぶと声を詰まらせていました。私は、裁判官にはそういうところを見てほしいと思いましたが、判決では法廷での態度も悪く反省の様子が見られないとされました。そのようにしてしか表現できない人もいるのにと思いました。

窃盗罪で懲役刑となり、彼は控訴しました。どうせやることもないから暇つぶしで徹底的に争うと言っていました。あなたのためにも今後の人生のことを考えたらどうかと偉そうなことをいう私に、彼は争うことが生きがいなのだと思います。

更生支援計画がどこまで機能す

るのか分かりません。押し付けただけなのかもしれません。情状で考慮されたかも怪しいところです。それでも彼は市職員に対しお札を言い、国家権力は嫌いだけど市職員さん個人には感謝していると言いました。市職員や私にお札の手紙をくれました。市職員は毎月市報を送り文通を続けています。

4 佐渡の特色と今後

本人が福祉の介入を拒絶するときどうしたらいいのか、福祉機関の人尋ねました。顔の見える関係を築き、薄くでもいいから関わりを持ち続けること、そうすればいつかここぞというタイミングが来るからそのタイミングを逃さず介入することでした。弁護士は受任中の短期間しか関わらず、裁判のために目に見える成果物を残さなければという視点で動きがちです。福祉機関の人は本人の意思を最大限に尊重し、粘り強く関係性を構築し、正に人生に関わっていくのだと思いました。

福祉機関の人は、佐渡は後見制度のお手本として知られているが

まだまだだと思う、今後は本人の意思を尊重する任意後見をもっと増やしていきたいとも言いました。このように現状に満足しない人たちが佐渡のネットワークを構築してきたのだと思いました。

佐渡で活動する中でうれしかったことは、民事事件の相談者に、「先生は闘う人だとうわさで聞いています」と言ってもらったことです。また依頼者から、「先生だから一緒に闘ってみようと思った」と言ってもらえた労働事件もありました。私も佐渡の福祉機関の人たちのように満足せずに、一つ一つの事件に丁寧に取り組むことで、一隅を照らすことにつながると信じ、これからもできることをしていきたいと思っています。



佐渡金山（道遊の割戸）

真っすぐにのびやかに

初めて会ったときの印象は、無口でおとなしい人だった。当事務所で養成を受けることとなり、社会経験が浅く事務局にもよく叱られていたけれど、自己肯定感の強い君は恥びれることもなく、素直に注意を聞き、丁寧に仕事を行った。ともに仕事をするうちに、不幸な境遇にある人への共感と、そのために力を惜しまない強さを備えた人だと知るようになった。理不尽と闘うときの君はむしろ能弁でたくましい。そして佐渡での福祉機関との連携の経験は君をまた一回り大きくしたようだ。強い相手にこびす屈せず、いろいろな人の助けも借りながら弱い立場の人に寄り添う姿勢は君の宝だと思う。三河の地でも、真っすぐにのびやかに、力いっぱい働くことを願っている。

From 櫻井 光政（第二東京弁護士会会員）